

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 17 日 (金) 第 396 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 2

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

- 技能教育のための施設の指定 (高校教育課取扱い) 3

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察少年補導職員手帳規則を廃止する規則 (※) (警務課取扱い) 4
- 鹿児島県地方警察職員の扶養手当, 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 4
- 確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通指導課取扱い) 5

警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱 (※) (総務課取扱い) 5

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 2 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

「西阿室小学校
別表第 1 中 俵小学校 を 「西阿室小学校 諸鈍小学校」 に, 「薩川中学校 俵中学校 を 「薩川中学校 諸鈍中学校」 に改
諸鈍小学校」 諸鈍中学校」

める。

別表第 2 中

南九州市	浮辺小学校	を
薩摩川内市	大裏小学校	
	上手小学校	
	藺牟田小学校	
	祁答院中学校	

薩摩川内市	大妻小学校 上手小学校 藺牟田小学校 祁答院中学校	に改める。
-------	------------------------------------	-------

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成 24 年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項ただし書中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

第 41 条第 5 項第 5 号中「鹿児島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定史跡の指定は、令和 4 年 11 月 10 日付けで解除されたものとなるので、同条第 3 項において準用する同条例第 5 条第 4 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

史跡

名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指 定 告 示
横峯遺跡	熊毛郡南種子町島間字横峯 2510 番地 28	南種子町	平成 15 年 4 月 22 日 教育委員会告示第 1 号
<small>たちきり</small> 立切遺跡	熊毛郡中種子町大字坂井字 今平 2876 番地 など計 31 筆 (別表)	長瀬幸子ほか 26 人	平成 27 年 4 月 17 日 教育委員会告示第 1 号

別表

所 在 地	所 有 者 氏 名	管 理 者 氏 名
熊毛郡中種子町 大字坂井字今平 2876 番地 1 2877 番地	長瀬 幸子 黒木 弘子 黒木 千里 田中 美千代	

		黒木 光昭	
		黒木 弘昭	
		田中 昌隆	
	2878番地	河内 静香	
		河内 祐一	
		河内 理香	
		古市 秀彦	
大字坂井字今平	2880番地	鹿児島県	
	2883番地	古市 秀彦	
	2880番地地先	中種子町	
	2880番地地先		中種子町土地改良区
大字坂井字大津保畑	2933番地 6	国土交通省	鹿児島県
	2938番地 6	西村 サト	
	2944番地 1	国土交通省	鹿児島県
	2945番地 5	同上	同上
	2935番地 1	本村農事實行組合	
		古市 秀彦	
	2936番地 1	向井 イズ	
	2938番地 3	西村 サト	
	2938番地 6 地先	中種子町	
大字坂井字立切	2977番地	西村 忠廣	
	2978番地 1	鮫島 広美	
	2978番地 2	同上	
	2979番地 3	西村 忠廣	
	2979番地 4	下村 康子	
		恵 拓海	
		下村 洋平	
	2980番地 3	下村 康子	
		恵 拓海	
		下村 洋平	
	2980番地 4	下村 康子	
		恵 拓海	
		下村 洋平	
	2980番地 5	下村 康子	
		恵 拓海	
		下村 洋平	
	2984番地49	中種子町	
	3000番地	向井 末徳	
	2978番地 1 地先	中種子町	
大字坂井字立切	2935番地 1 地先	中種子町	
大字坂井字中畠	3001番地 3	向井 カヅエ	
	3001番地 3 地先	中種子町	
大字坂井字高峯	3033番地 1	向井 尊磨	
	3033番地 2	中種子町	
	3033番地 2 地先	同上	

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により、次のとおり技能教育のための施設

として指定した。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
学校法人英数学館並木学院高等学校始良学習支援センター（商業実務課程）
始良市加治木町反土1010番 2
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
（商業に関する科目）

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
情報処理	情報処理

- 3 指定年月日
令和 5 年 3 月 7 日

公安委員会規則

鹿児島県警察少年補導職員手帳規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 6 号

鹿児島県警察少年補導職員手帳規則を廃止する規則

鹿児島県警察少年補導職員手帳規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県地方警察職員の扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成 2 年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則

第 1 条中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（地域手当の支給地域及び支給区分）

第 1 条の 3 条例第10条第 1 項の規定により県職員の例によることとされている地域手当の支給地域及び支給区分については、鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第 7 号）別表に掲げる地域及び級地とする。

- 2 前項に定めるもののほか、別表第 1 に掲げる地域については、同表に定める級地とする。

第 3 条中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 1 条の 3 関係）

県	支 給 地 域	級	地
神 奈 川 県	川 崎 市	2	級 地
福 岡 県	太 宰 府 市	6	級 地

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 4 年 9 月 22 日から適用する。

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 8 号

確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則の一部を改正する規則
確認事務の委託法人の登録手続等に関する規則（平成 17 年鹿児島県公安委員会規則第 12 号）
の一部を次のように改正する。
別記第 4 号様式（裏）中「第 119 条の 2 の 2 第 2 項」を「第 119 条の 2 の 4 第 2 項」に改める。
附 則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第 3 号

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。
令和 5 年 3 月 17 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

鹿児島県警察情報センター設置運営要綱の一部を改正する要綱
鹿児島県警察情報センター設置運営要綱（平成 13 年鹿児島県警察本部告示第 1 号）の一部を
次のように改正する。
第 2 条中「相談広報課」を「総務課」に改める。
第 3 条第 4 号中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）第 25 条」を
「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年鹿児島県条例第 33 号）第 5 条」に
改める。
附 則
この要綱は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。ただし、第 3 条第 4 号の改正規定は、同年 4
月 1 日から施行する。